

令和3年1月7日

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について③



弊所日本不動産研究所は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、お客様・関係者様及び職員の健康と安全・安心確保を第一に、感染拡大の状況及び国・都道府県の感染症対策の方針等を踏まえつつ各種対策^(※)を実施して参りました。

令和3年1月7日の政府による「緊急事態宣言」を受け、一層の対策を実施します。

対象となる首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）における弊所本社・支社・支所については、令和3年1月8日以降の業務について、出社することでしか対応できない業務を除き、原則として在宅勤務を中心とするテレワークで対応することといたしました。

また、その他の道府県における弊所支社・支所についても、感染拡大防止の観点から、必要に応じて在宅勤務を中心とするテレワーク、複数チームによる交代勤務制などを継続します。

このため通常と異なる対応となるおそれがあります。これにより、お客様・関係者様の皆様におかれましては大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【令和3年1月8日以降の主な感染防止対策（継続）】

- ・職員による基本動作（手洗い、アルコール消毒、うがい、マスク着用）の徹底
- ・「三密」を避けた行動の徹底
- ・職員の時差出勤、交代勤務制、テレワークの実施
- ・ウェブ・電話会議の活用
- ・社内外での打合せ・現地調査等でのマスク着用
- ・安否確認システムによる全職員の健康状態の把握

(※) 緊急事態宣言解除に伴う対応について（令和2年5月28日更新）

<https://www.reinet.or.jp/?p=24024>

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について②（令和2年4月7日更新）

<https://www.reinet.or.jp/?p=23867>

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について（令和2年4月3日更新）

<http://www.reinet.or.jp/?p=23856>

以 上